

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年3月2日

山口県知事 村岡嗣政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務名

地域子どもの居場所づくり体制強化業務

(2) 業務内容

「地域子どもの居場所づくり体制強化業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予算限度額

10,241,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有する者であること。

(4) この手続の開始の日から令和8年3月16日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 実施要項の配布

令和8年3月2日（月）午前9時から同年3月9日（月）午後5時まで、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課のホームページの「地域子どもの居場所づくり体制強化業務公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。

4 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参又は書留郵送による。

(2) 提出場所

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課

(3) 受領期限

令和8年3月16日（月）正午（必着）

5 審査

審査は、地域子どもの居場所づくり体制強化業務審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

6 その他

(1) この手続の開始後に、2（3）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年3月9日（月）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(3) 本業務の実施については、令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合又は委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、これに伴い応募者に損害が生じた場合であっても、応募者において負担すること。

(4) 詳細については、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課（電話083-933-2634）に問い合わせること。